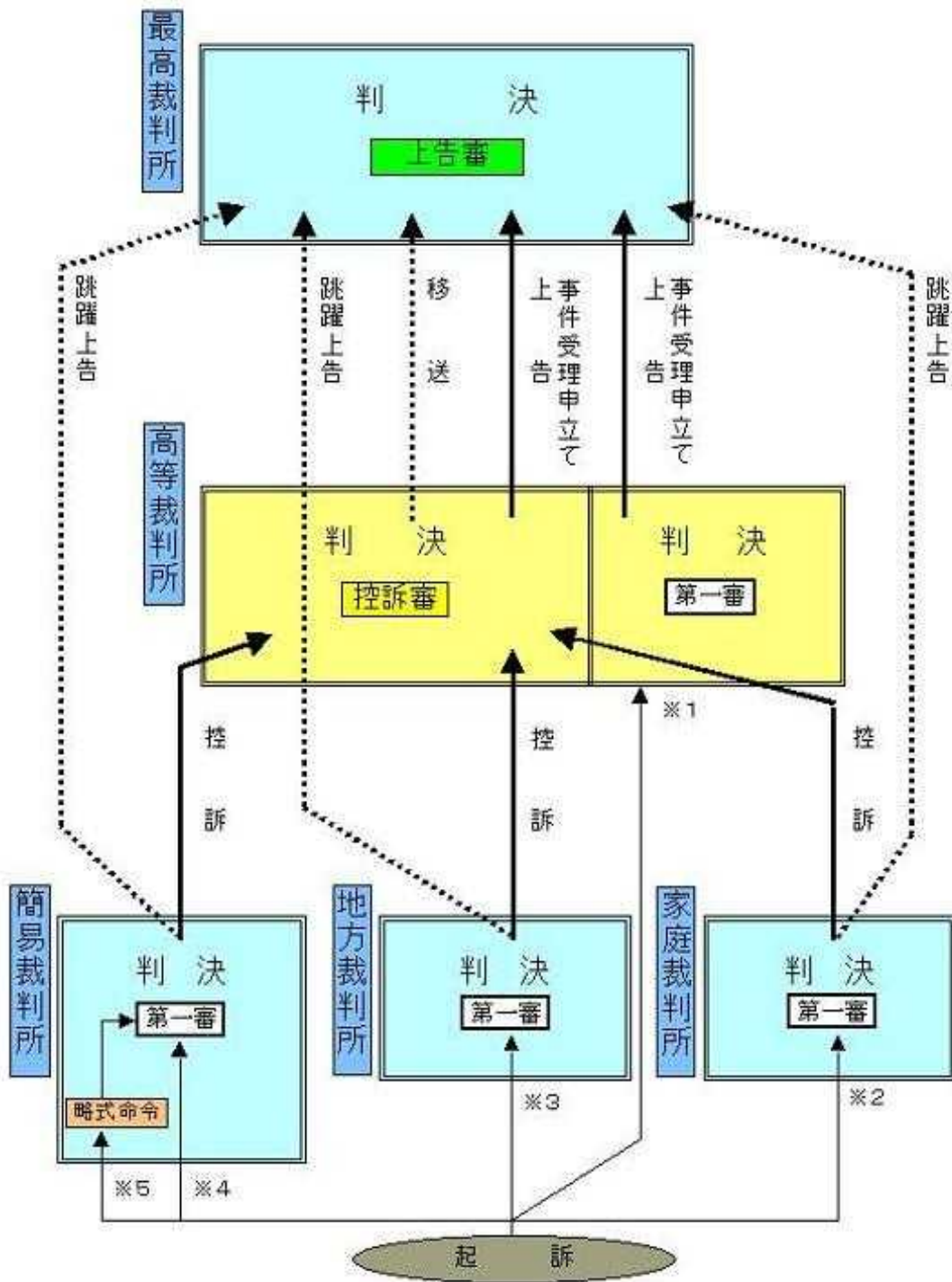


刑事訴訟における審級



(凡例)

太線は控訴, 上告, 事件受理申立てを, 点線は飛躍上告, 移送を示す。また, 細線は, 審級とは関係のない手続の流れを示す。

(注)

- 1 内乱罪等(刑法77～79条)の罪に係る訴訟
- 2 少年の福祉を害する罪を犯した成人の訴訟
- 3 原則的な第一審裁判所
- 4 罰金以下の刑に当たる罪, 選択刑として罰金が定められている罪及び常習賭博, 窃盗, 盗品譲受け等の罪に係る訴訟
- 5 簡易裁判所の管轄する刑事事件のうち, 50万円以下の罰金又は科科を科すことが相当なもので, 被疑者に異議がなく, 検察官の請求があるもの。